

# 専用水道の水質検査項目・基準値・検査頻度

省令番号	項目	基準値	検査頻度	省略の可否及び条件	上乗せ省略可条件	原水40項目
1	一般細菌	100個/m <sup>2</sup> ℓ	1回/月	省略不可		●
2	大腸菌	検出されないこと				●
38	塩化物イオン	200mg/ℓ				●
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ				●
47	pH値	5.8~8.6				●
48	味	異常でないこと				●
49	臭気	異常でないこと				●
50	色度	5度				●
51	濁度	2度				●
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ				1回/3ヶ月
21	塩素酸	0.6mg/ℓ	●			
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ	●			
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ	●			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ	●			
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/ℓ	●			
26	臭素酸	0.01mg/ℓ	●			
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ	●			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ	●			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ	●			
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ	●			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ	●			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ	1回/3ヶ月	水源の水質が大きく変わるおそれがない場合であって、過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合の検査頻度⇒1回/年	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況から検査する必要がないことが明らかな場合は省略することができる。	●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ				●
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ				●
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ				●
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ				●
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ				●
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ				●
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ				●
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ				●
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ				●
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/ℓ				●
40	蒸発残留物	500mg/ℓ				●
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ				●
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ				●
45	フェノール類	0.005mg/ℓ				●
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ				●
8	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ				●
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ				●
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ				●
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ				●
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ				●
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ				●
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ				●
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ				●
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ				●
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ	●			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ	●			
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ	●			
42	ジェオスミン	0.0001mg/ℓ	1回/月	藻類の発生が少ないことが明らかになる期間を除く。	停湧水を水源とする場合は藻類の発生状況も勘案する。	●
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/ℓ				●

# 水質検査



水道法第20条第3項登録検査機関

オヤラックスクリーンサービス株式会社

〒182-0033 東京都調布市富士見町4丁目16番地4  
 TEL 042-488-8211(代) FAX 042-486-4217  
 URL <http://www.ocswb.co.jp> Email [email@ocswb.co.jp](mailto:email@ocswb.co.jp)

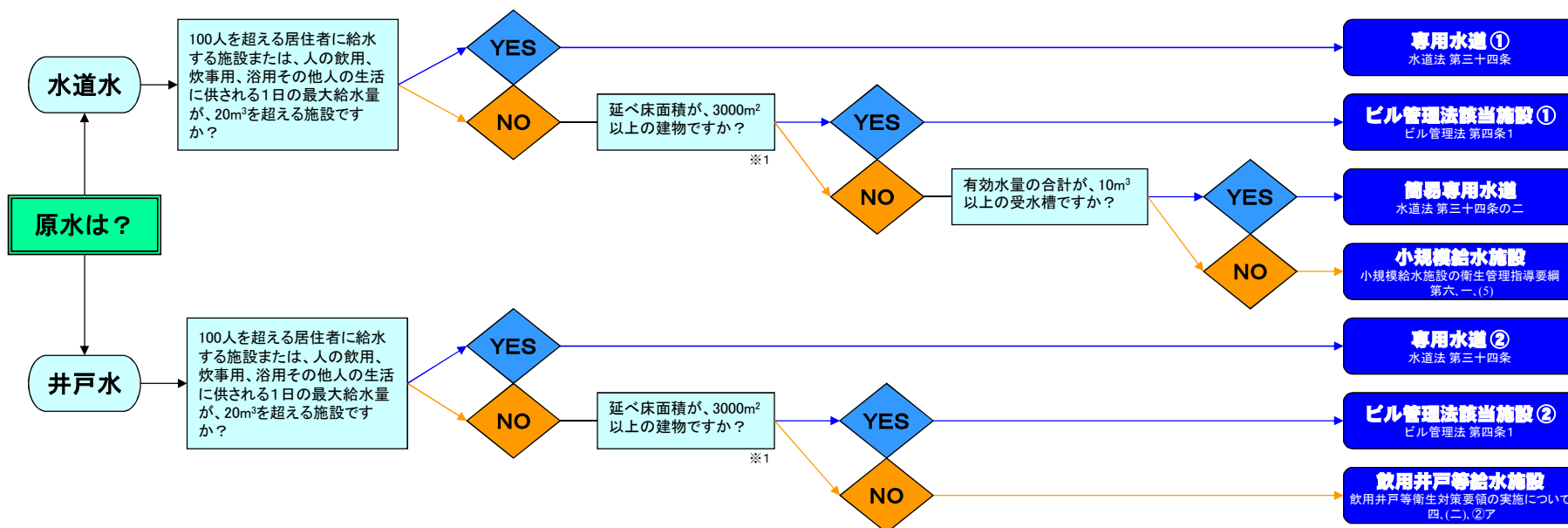


CAT.No.015(04.07)4000

SANITIZING

オヤラックスクリーンサービス株式会社

# 水の分類



※1. 学校教育法第1条に規定する学校の場合は3000m<sup>2</sup>以上となります。

# 水質検査項目・検査頻度

**専用水道①**

- 9項目(1回/月)  
一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、臭気、味、色度、濁度
- 23項目(1回/3ヶ月)  
上記9項目+消毒副生成物12項目(シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン(クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド)+亜硝酸態窒素+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

**専用水道②**

- 専用水道①の項目(検査頻度も同様)
- 原水40項目(6月~9月の間に1回)※2
- 水道法全51項目(1回/年)※2
- クリプトスポリジウム等の指標菌(1回/3ヶ月)  
大腸菌及び嫌気性芽胞菌の定量検査(※汚染レベル2の場合)

**ビル管理法該当施設①**

- 16項目(1回/6ヶ月)  
省略不可11項目(一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度)+重金属4項目(鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物)+蒸発残留物
- 消毒副生成物12項目(6月~9月の間に1回)  
シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン(クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド

**ビル管理法該当施設②**

- ビル管理法該当施設①の項目(検査頻度も同様)
- 有機化学物質6項目(1回/3年)  
四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン
- フェノール類(1回/3年)
- 水道法全50項目※2(竣工後、給水設備の使用開始前に1回実施)

**簡易専用水道  
小規模給水施設**

- 9項目(1回/年)  
一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、臭気、味、色度、濁度

**飲用井戸等給水施設**

- 11項目(1回/年)  
一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、臭気、味、色度、濁度、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 有機化学物質6項目(1回/年)  
四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン
- 水道法全51項目※2(竣工後、給水設備の使用開始前に1回実施)ただし、消毒を行っていない場合は、消毒副生成物を省略できる。

※2. 項目の詳細は裏面の【専用水道の水質検査項目・基準値・検査頻度】をご覧ください。